

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年5月15日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件 名

小学校低学年児童のコミュニケーションスキルを育むための指導力向上研修
及びフォローアップ委託

(2) 目 的

「社会性と情動の学習」と「自己調整」の理論を基盤としたソーシャルスキルトレーニング方法を活用し、教員が子どものセルフ・コントロールと社会的感情的能力 (Social-Emotional Skills) を発達させるための効果的なアプローチ、実践を通して、「いじめ」「仲間はずれ」「意地悪」「キレる子」といった子どものコミュニケーションに関する問題を解決に導いて行くことを目的とする研修を実施する。研修を通じて心の知能指数 EQ を育てるコミュニケーション能力などの「非認知能力」を育む教員を育成する。

(3) 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

※契約の締結は単年度ごとに行うものとする。

※令和8～9年度については、令和7年度以降の実施状況を踏まえ、本業務に係る予算配当があり、かつ前年度の履行実績が良好であることや、区の教職員研修計画において当該研修及びフォローアップ委託内容を継続して実施する方針であることを条件に、引き続き契約を締結する場合がある。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

(4) 想定数量（令和7年度）

研修参加者：世田谷区立学校教職員 20名（予定）

フォローアップ：世田谷区立小学校3校（代田小学校・奥沢小学校・京西小学校）

※1校あたり3時間を想定。

教材購入数：6セット（対象校に2セットずつ配付）

※令和8年度以降については、令和7年度の実施状況を踏まえ決定する。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 世田谷区が設置する本件選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている

団体でないこと。

3 委託事業者選定委員会

- (1) 区は委託先の候補者を選定するため、選定委員会を設置し審査する。
- (2) 選定委員会の構成員は次のとおり。

事業推進担当課	課長	柄澤	武志
事業推進担当課	指導主事	板垣	純子
事業推進担当課	指導主事	栗山	幸大

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 取組方針
- (2) 計画性
- (3) 講師の実績・能力
- (4) 対応力
- (5) 運営体制
- (6) 連絡・連携体制
- (7) 個人情報の保護管理
- (8) その他の提案事項
- (9) 類似業務に係る受託実績
- (10) 受託経費見積もりの妥当性

6 手続等

- (1) 担当部課
世田谷区教育委員会事務局 事業推進担当課
〒154-0023 東京都世田谷区若林5丁目38番1号
世田谷区立教育総合センター1階
電話 03-6453-1503 ファクシミリ 03-6453-1534
- (2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期 間 令和7年5月15日（木）から令和7年5月29日（木）まで
 - ②方 法 世田谷区のホームページからのダウンロードによる（区ホームページ画面よりページID25438を検索すると該当ページが参照可能）
- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 令和7年5月29日（木）午後5時まで
 - ②提出先 世田谷区教育委員会事務局 事業推進担当課
 - ③方 法 持参または郵送（締切日時必着、簡易書留に限る）による。
- (4) 提案書の提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 令和7年6月13日（金）午後5時まで
 - ②提出先 世田谷区教育委員会事務局 事業推進担当課
 - ③方 法 電子メールによる。

7 提案にあたっての留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記6 (1) に同じ。
- (6) 提案書作成のために区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用してはならない。
- (7) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (8) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 事業者からの提出物は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替えまたは再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (11) 提案書の提出後であっても、審査に必要な場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (13) 詳細は、提案条件説明書による。